

第3期赤穂市地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月
赤穂市

計画策定にあたって

地域福祉を取り巻く状況

- 少子高齢化や人口減少が進む中、高齢者世帯や単身世帯の増加により社会的孤立や、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を未成年者が行う）などといった様々な課題が生じており、人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。
- 社会構造の変化、生活様式の多様化等により、人との関わり方が変容しています。その結果、地域社会との関わりを断ち、孤立して生活している人が増加するなど、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。さらに共働き世帯の増加や高齢化などにより、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。
- 近年、地域福祉に関わる様々な関係法令の見直しが行われており、社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業）、生活困窮者自立支援法の一部改正、災害対策基本法の一部改正、再犯防止等の推進に関する法律の施行など、行政の福祉サービスだけではなく、地域住民主体の地域福祉活動をはじめ、ボランティアグループ、社会福祉法人、民生委員・児童委員、自治会など様々な主体が連携して互いに支えあいながら、地域をともに創っていくことが求められています。

赤穂市地域福祉計画の見直し

- 本市では、平成28年度に「第2期赤穂市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。計画期間が令和3年度末に終了することから、少子高齢化の進行など社会経済環境の変化、社会福祉法の改正等国、兵庫県の動向を踏まえ、令和4年度以降の市の地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、赤穂市の実情に応じた「第3期赤穂市地域福祉計画」を策定します。

市の他計画との関係性、法的根拠

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。
- 本市の最上位計画である「赤穂市総合計画」をはじめ、「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」や「赤穂市障がい者福祉プラン」「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「赤穂市健康増進計画」等、関連計画との整合を図り、地域福祉に関する施策を横断的に展開する計画とします。

基本理念



深めよう地域の絆 みんなで支え合うやさしいまち 赤穂

～ 人と人が関わり合い・支え合う ～

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、人と人との関わり合い、特に地域住民の絆を深めていくことが重要であるという第2期計画の考え方を踏襲し、また、本計画ではつながりと関わり合いをさらに強くしていくことが重要であるという認識のもと、「深めよう地域の絆 みんなで支え合うやさしいまち 赤穂 ～ 人と人が関わり合い・支え合う～」を基本理念とします。

基本目標

基本目標1

福祉の意識づくりと担い手づくり

地域でのつながりや支え合いについて、誰もが考え、身近な地域で生じている問題に関心を持ち、問題を自ら解決していく地域づくりを実現するため、地域住民の福祉に対する意識を高め、地域福祉活動への参加促進を図ります。

また、地域福祉を推進するために、自治会や民生委員・児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動等を支援するとともに、これらの活動を支える担い手を発掘・育成します。

基本目標2

地域のネットワークづくり

市民をはじめ、地域で活動する各種団体による福祉活動を支える一方、個人が抱える問題や地域としての課題を解決するため、各主体が集い、情報が共有できる場の設定をはじめ、各種団体のネットワークの構築に取り組みます。

また、地域としての課題を共有し、話し合う場の拠点となるような、集える場、連携できる場の充実に努めます。

基本目標3

生活に困難を抱えても安心して暮らせるまちづくり

支援を求める人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、行政による相談はもちろんのこと、地域で活動する各主体による相談も含めた幅広く、切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。

複合化した悩みや生活上の問題、生活困窮者、ひきこもりの人などに対する支援をはじめ、高齢者、障がいのある人、子どもへの日常的な見守りや生活支援など、様々なサービスの確保及び提供の充実に取り組みます。

基本目標4

安心と安全のまちづくり

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、災害への備えとして、自主防災活動の推進や災害時に特に配慮を要する人への支援等を行うとともに、犯罪被害を防止するため、日頃の見守り活動の推進などにより、地域の防災力・防犯力の強化を図ります。

施策の展開

★については、第3期計画で新たに取り組む内容が含まれるもの

基本目標1 福祉の意識づくりと担い手づくり

(1) 福祉意識の向上、地域福祉活動への参加促進

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃から福祉学習の機会を増やします。大学や民間企業、老人クラブ連合会等と連携するとともに、地域福祉活動について、様々な媒体を活用して情報発信し、地域での交流会等を通じて福祉意識を向上させ、地域福祉活動への参加を促します。

具体的な取組

- ★学校等における福祉教育の充実
- ボランティア活動の周知・啓発
- 福祉の意識づくり
- 民間企業、関係機関への働きかけ
- 地域での支え合い、助け合い活動の推進

(2) 福祉人材の発掘・育成、活動支援

地域福祉の推進にあたっては、福祉人材の確保が重要です。そのため、小地域福祉活動をはじめ、各種講座や研修会などを通じて、地域福祉の意識づくりと担い手の発掘・育成に努めます。

また、地域組織や民生委員・児童委員など、様々な福祉に関する担い手の活動支援に努めます。

具体的な取組

- 小地域福祉活動の担い手の発掘・育成
- 地域福祉コーディネーターの育成
- 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の活動支援
- NPO法人の育成・支援
- ボランティアの育成・支援
- 生活支援コーディネーターと住民ボランティアの養成
- 認知症サポーターの養成
- 手話通訳者の育成
- 福祉実習生の受け入れの推進
- 地域福祉団体活動の周知・啓発
- 地域団体への活動支援

基本目標2 地域のネットワークづくり

(1) 重層的な地域福祉ネットワークの構築

自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員など市民に身近な福祉の担い手や、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの支援の専門機関それぞれが活動を行いつつ、個別の課題に応じて連携・協力を図り、必要な支援につなげています。今後、地域住民や専門機関などがより一層つながりを深め、一緒に話し合う場の設定や情報共有を進め、協働する体制の強化を図るなど、重層的な地域福祉ネットワークの構築に取り組みます。

具体的な取組

- ★行政内部の協働体制の強化
- ★高齢者を見守る支えるネットワークの構築
- ★地域見守りネットワークの構築
- 社会福祉協議会との連携強化
- 生活支援コーディネーターとの連携
- ボランティアグループとの連携
- 地域福祉活動団体の相互連携の促進
- 社会福祉法人の地域貢献活動の推進

(2) 集える場、連携できる場の充実

地域福祉を推進するには、地域において助けあい、支えあうコミュニティづくりが必要です。このため、地域の生活課題を共有し、話し合う場の拠点となる、地域に住む様々な人が気軽に集える場、連携できる場の充実に努めます。

具体的な取組

- 各協議体の推進
- 障がい者支援体制の推進
- 地域ケア会議の推進
- ★要保護児童対策の推進
- 認知症カフェの運営支援
- ふれあいいきいきサロンの充実
- 集いの場の確保

基本目標3 生活に困難を抱えても安心して暮らせるまちづくり

(1) 情報提供の充実

誰もが安心してサービスを利用できるようにするため、医療、子育て支援、高齢者福祉、障がい福祉などの情報や、日常生活での困りごとの解決に関する情報など、必要とする人に必要な情報が行き届くよう、情報提供体制の充実を図ります。

具体的な取組

- 医療・介護に関する情報提供
- 高齢者福祉に関する情報提供
- ★子育て支援に関する情報提供
- 社会福祉協議会における情報提供
- ★点字・声の広報による情報提供
- ★ホームページのアクセシビリティ化の推進
- 民生委員・児童委員等に対する情報提供
- 対話型情報提供の推進
(早かごセミナーの実施)



(2) 包括的な相談支援体制の充実

すべての人が適切な支援やサービスを受けられるよう、関係機関が連携し、誰もが気軽に相談でき、柔軟に対応できる包括的な相談支援体制の充実を図ります。

具体的な取組

- 高齢者支援に向けた相談支援体制の充実
- 高齢者相談支援体制の連携・強化
- 認知症に対する相談支援体制の充実
- 障がいのある人に対する相談支援体制の充実
- 生活困窮に関する相談支援体制の充実
- 健康相談の充実
- 子ども家庭支援員による相談支援体制の充実
- 母子・父子自立支援員による相談支援体制の充実
- 民生委員・児童委員による相談及び支援体制の充実
- 心配ごと相談の充実

(3) 支援につなぐ体制づくり

地域でのふれあい・支え合いの体制を維持しつつ、生活困窮者のほか、高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭などで、支援を必要としている人を適切な支援につなぐ体制づくりを強化するため、専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等のネットワークを強化します。

具体的な取組

- 地域総合援護システムの充実
- ★ニーズの把握と関係機関との連携
- 生活困窮者自立支援事業の実施
- 就労準備支援・家計改善支援事業の実施
- ひきこもり対策推進事業の実施
- 市民にわかりやすい福祉施策の展開
- 民間事業者の参入促進



(4) 権利擁護の充実

障がいがあっても、認知症になっても、誰もが住み慣れた地域でその人らしく、また、安心して生活できるように、配慮や支援を必要とする人々の権利を守る成年後見制度をはじめ権利擁護に関する制度の利用促進や取組の充実を図り、事業を利用しやすい環境を整えます。

また、地域の関係機関・福祉関係団体等のネットワークを強化し、虐待の早期発見・早期対応ができる体制の充実を図ります。

具体的な取組

- 福祉サービス利用援助事業の推進
- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- 児童虐待防止の推進
- 高齢者虐待の防止
- 障がい者虐待の防止
- 人権教育・啓発の推進
- 学校等における人権教育の推進

基本目標4 安心と安全のまちづくり

(1) 防災・防犯体制の充実

災害時、要配慮者に対し迅速に対応するため、避難行動要支援者台帳の整備とともに、個別避難計画の策定など緊急時における支援体制の強化を図ります。

市民が犯罪の被害に遭わないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化、防犯灯及び防犯カメラ設置など、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進し、防犯体制の充実を図ります。

また、保護司会や更生保護女性会などの関係機関と連携して更生支援の取組を行います。

具体的な取組

- 避難行動要支援者情報の把握
- 個別避難計画作成の促進
- 災害時の支援体制の整備促進
- 災害ボランティアセンターの体制づくり
- 防災に対する意識の啓発
- 防犯体制の強化
- 消費者被害対策の強化
- 更生支援の推進



(2) 住みやすいまちづくり

障がいの有無や年齢等に関わりなく、誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくりの実現に向けて、公共交通機関や道路・施設等といったハードのバリアフリー化に取り組むとともに、市民の意識向上等といったソフトのバリアフリー化も促進していきます。

具体的な取組

- ★バリアフリー化の推進
- 広報・啓発活動の推進



計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉を推進し、市民の誰もが安心して地域で暮らすことができるためには、行政による支援体制の整備はもちろんのこと、地域をつくる様々な主体における活動が重要です。

そのため、地域を構成する様々な主体の活動を支援し、各主体が連携できる体制を構築していきます。

(1) 市民・地域の役割

地域福祉を推進していく大きな力は、地域の担い手である市民です。先ずはご近所同士の顔が見える関係を作り、他人を思いやる心を育み、地域でともに暮らす人たちに関心をもって積極的に関わっていくことが大切です。

見守りや簡単な手助けなど、気軽なものから取り組むことで、誰もが地域の「支え手」となり、地域で支援を必要とする人を発見した場合は、相談機関につなぐなど、支援につなげることが期待されます。自主的な活動を行う中で、多くの交流が生まれ、ともに支えあい、助けあう地域づくりが可能となります。

(2) 行政の役割

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

そのため、市民、ボランティア団体、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、保健・医療・福祉・介護・教育分野等との連携を強化し総合的に地域福祉を推進していきます。

また、市民や地域の団体と連携し、地域の福祉課題や支援を必要とする人の把握に努め、相談や支援を行います。



2 連携体制の構築

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携・協働のもと、活動していくことが重要となります。

そのため、庁内の関係各課の連携はもちろんのこと、市民・団体、事業者等、地域福祉に関係する様々な主体との連携体制を構築し、地域福祉の推進を図ります。

3 計画の進行管理

本市の最上位計画である「赤穂市総合計画」に掲げる施策・関連数値目標等を踏まえながら、本計画の進捗について、適宜、点検・評価を行っていきます。

また、進行管理にあたっては、PDCA（Plan Do Check Action）サイクルに基づき、進行管理を行っていきます。

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等があることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため基本的な計画を定めることとされており、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

これらのことを踏まえ、本計画の第5章を「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけます。

本市では、成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画と一体的に策定し、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間として成年後見制度の利用促進に取り組みます。

【成年後見制度の種類と内容】

類型		法定後見制度			任意後見制度
		後見	保佐	補助	任意後見
対象となる人		判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人	判断能力が現在に十分ある人
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
申立てができる人		本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長など			あらかじめ本人が選んだ受任者に、公証人の作成する公正証書によって支援する範囲を結んでおきます。本人の判断能力が低下した時、申立てにより家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、契約の効力が生じます。
申立ての本人同意		不要			
支援する人が与えられる権限	代理権	すべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為		
	同意権・取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	

基本目標1 利用者に配慮した制度の運用

預貯金の解約等や介護保険契約（施設入所）等の生活上必要な手続きや、権利侵害からの保護だけではなく、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、本人の意思を十分尊重するための意思決定支援を前提とし、利用者に配慮した制度の運用に努めます。

取組

- 意思決定支援・身上保護についての啓発
- 関係機関の連携強化
- 成年後見制度利用支援事業の実施
- 日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行



基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

地域連携ネットワークの構築によって、本人に身近な親族、保健・医療・福祉・介護・司法等関係機関が連携協力を行い、制度の広報から利用の相談、利用者と支援者のマッチング、後見人支援等まで、幅広く支援する体制を整備します。

取組

- 地域連携ネットワークの体制整備
- 市民後見人の養成

併せて、支援することができる担い手を確保するため、市民後見人の育成に努めます。

基本目標3 制度の周知・啓発と安心して利用できる環境整備

制度の理解について周知・啓発を行い、制度の利用促進を図ります。

また、各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。

取組

- 成年後見制度の普及啓発
- 関係者の専門的知識の向上
- 後見人への支援

成年後見人の役割の認識不足などから不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

社会福祉課相談窓口 え～る

赤穂市では、専門の機関や適切な支援につなぐ福祉の包括的な相談窓口として、赤穂市役所社会福祉課内に「え～る」を開設しています。

いろいろな困りごとがあっても、どこに相談したらいいかわからないという時でも、気軽にお越しください、丁寧にお話をうかがいます。外に出にくい人への訪問相談にも対応します。

まずはご連絡をお待ちしております。

生活困窮者自立相談窓口

TEL:0791-43-6986 FAX:0791-45-3396 メール:hogo@city.ako.lg.jp

障がい者基幹相談支援センター

TEL:0791-43-6837 FAX:0791-45-3396 メール:kikansodan@city.ako.lg.jp

第3期赤穂市地域福祉計画（概要版）

赤穂市健康福祉部社会福祉課

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地

電話：0791-43-6809（直通） FAX：0791-45-3396

E-mail：ikigai@city.ako.lg.jp